

防府市学校事務共同実施協議会設置要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市立小・中学校における事務の共同実施に関する規程（以下「規程」という。）第2条第8項の規定に基づき、防府市学校事務共同実施協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 規程第2条第7項の規定に基づき、教育委員会及び拠点校（規程第2条第1項に規定する拠点校をいう。以下同じ。）の事務職員を中心に、連携校（拠点校以外の学校をいう。以下同じ。）の校長及び事務職員等と連携した組織を編成し、防府市の共同実施の推進及び今後のあり方等を協議するため、協議会を設置する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 防府市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）、学校教育課長及び担当職員
 - (2) 拠点校及び連携校の校長
 - (3) 防府市小学校長会長及び防府市中学校長会長
 - (4) 事務長（規程第2条第3項に規定する事務長をいう。以下同じ。）及び共同実施組織の運営責任者（規程第2条第4項に規定する運営責任者をいう。以下同じ。）
 - (6) 拠点校及び連携校の事務職員等
 - (7) その他、協議会が必要と認めた者
- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- (1) 会長は、教育長をもってあてる。
 - (2) 会長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。
 - (3) 副会長は、学校教育課長をもって充てる。
 - (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議内容)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、その主宰のもとに、次の事項について協議する。

- (1) 共同実施による効果的、効率的な事務処理
- (2) 共同実施組織による学校の管理運営全般の支援
- (3) その他、共同実施に関する事項

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

- (1) 事務局は、学校教育課に置く。
- (2) 事務局に、事務局長を置く。

- (3) 事務局長は、学校教育課担当職員をあてる。
- (4) 事務局長は、拠点校と連携し、協議会の円滑な運営に努める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。